

本号の掲載記事

- トピック 競争法「限定提供データの除外要件とビッグデータのデータ管理のあり方
～不競法の将来課題・中間整理報告を参考に～」 弁護士 横瀬大輝
- トピック 会社法務「サイバー・フィジカル融合時代における新たなガバナンスモデル—アジャイル・ガバナンス—について」
弁護士 松尾洋輔
- 連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について「第13回 普通預金及び証券口座を目的とする担保」
弁護士 田邊愛
- 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川治

トピック 競争法

限定提供データの除外要件とビッグデータのデータ管理のあり方 ～不競法の将来課題・中間整理報告を参考に～



弁護士 横瀬 大輝

1 はじめに

令和4年5月、「産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会」（以下「小委員会」といいます。）は、「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」（以下「本報告」といいます。）を公表しました。本報告は、平成30年の不正競争防止法（以下「不競法」といいます。）の改正以降も、社会経済を取り巻く情勢が大きく変化を続けていることを背景として、不競法について時代の要請に応じた適切な制度・運用とするための諸課題を検討・報告するものです。

検討・報告された論点は多岐にわたりますが、本稿では、まず、実務的にも特に注目される、「限定提供データ」の除外要件に関する論点について本報告の内容をご紹介します。そのうえで、現行法下でのビッグデータのデータ管理のあり方について検討いたします。

2 「限定提供データ」の要件等

平成30年の不競法の改正では、「限定提供データ」の保護制度が創設されました。これによりいわゆるビッグデータのうち「限定提供データ」の要件に該当するものについては不競法による保護を受けられることになりました。

「限定提供データ」の要件の概要は、次のとおりです（不競法2条7項）。

- ①業として特定の者に提供すること（限定提供性）
- ②電磁的方法により相当量蓄積されていること（相当蓄積性）
- ③電磁的方法により管理されていること（電磁的管理性）
- ④技術上又は営業上の情報
- ⑤秘密管理性がないこと

「限定提供データ」の開示を受けた者が、図利加害目的で、「限定提供データ」を管理任務に違背して使用したり開示したりする行為などは、不正競争として、差止請求権などの対象となります（不競法2条1項11号～16号、同法3条1項など）。

3 ⑤の除外要件の妥当性

小委員会では、このうち、上記⑤の除外要件の妥当性に関して検討がされました。

元々、上記⑤の除外要件が定められた趣旨は、「営業秘密」と「限定提供データ」の両制度による保護の重複を避けるために、「限定提供データ」の保護対象から、「営業秘密」を特徴づける「秘密として管理されているもの」を除外するとい

う点にありました。なお、「営業秘密」の要件は「秘密管理性」「有用性」「非公知性」の3点です。

もっとも、⑤の除外要件を前提とした場合、ビッグデータのうち、秘密管理性のある公知情報は、⑤の除外要件に該当するため「限定提供データ」としての保護を受けませんし、公知情報であるため「営業秘密」としての保護も及ばないこととなります（A 類型）。他方で、ビッグデータのうち、秘密管理性のない公知情報は、「営業秘密」としての保護は受けませんが、「限定提供データ」としての保護は及び得ることとなります（B 類型）。

このような結論に対しては、B 類型よりも高いレベルの管理がされている A 類型の情報が、「営業秘密」・「限定提供データ」のいずれの制度によっても保護されないことになり、バランスを欠くのではないかと課題が指摘されています（下図1参照）。

たとえば、公知情報を含むビッグデータを保有する X 社（例：ある商品の市場の価格情報を含むビッグデータを保有する市場調査会社）が、Y 社（例：小売会社）に対して業としてビッグデータを提供する場合、データ提供契約や約款、秘密保持契約書などにおいて、当該データ全体を秘密として管理する義務を負わせる内容の合意をすることがあります。X 社のビッグデータは、公知情報を含むとはいえ、X 社が多大な費用や労力を投資して収集したデータであり、他社に対して有償で提供しているデータです。このビッグデータについて、公知情報であることから「営業秘密」としての保護が与えられず、かつ、（秘密として管理をしていなければ「限定提供データ」としての保護が与えられ得るのに）秘密として管理していることから A 類型の情報に該当して、「限定提供データ」としての保護も与えられない、という結論が妥当なのか、という問題意識です。

他にも、ビッグデータのうち、元々は「営業秘密」として保護されていたものの何らかの事情で公知になってしまったときに、当該情報は A 類型の情報に該当してしまい、「営業秘密」としても、「限定提供データ」としても保護されないという間隙が生じる可能性もあります。

この点について、小委員会では将来の見直しが期待されるとの意見が多くあり、本報告では、「将来的には制度的手当がされることが望ましい」と結論づけられています。小委員会の議論では、例えば、①「秘密として管理されているものを除く」という除外要件ではなく、「営業秘密を除く」という除外要件とするという案、②両制度の保護を主位的主張、予備的主張として求めることも許されるとする案などが提唱され

ています。この点は立法的に解決される可能性がありますので、今後の議論の動向に留意が必要となります。

4 現行法下におけるビッグデータのデータ管理のあり方

上記の問題点については立法による解決が望まれるところですが、とはいえ、現行法を前提としたときに、ビッグデータに関するデータ管理のあり方についてはどのように考えるべきでしょうか。

(1) 「営業秘密」・「限定提供データ」の双方に該当し得る場合

まず、保有するビッグデータについて、「営業秘密」にも該当し得るし、「限定提供データ」にも該当し得る場合についてはどうでしょうか。

この点に関連して、小委員会では、⑤の除外要件については、情報管理の実務としては、「営業秘密」と「限定提供データ」両制度での保護を見据えた管理を行っておくことが望ましいものの、この除外要件のために、「営業秘密」と「限定提供データ」では、別々の管理態様が要求されているとも解釈されてしまうという点が課題であるとの指摘についても議論されました。

この点については、本報告と同じタイミングで改訂された「限定提供データに関する指針」（以下「指針」といいます。）において、除外要件の趣旨は、「法適用の場面において、2つの制度による保護が重複して及ばないことを意味するにすぎず、実務上は、両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことは否定されない。」と明記され、一定の手当がなされました。

そもそも、不競法の建付けとしては、「営業秘密」の方が、「限定提供データ」よりも、保護を手厚くしていますので、ビッグデータの保有者としては「営業秘密」に該当する方が望ましいといえます。

従って、「営業秘密」にも「限定提供データ」にも該当し得るビッグデータのデータ管理のあり方としては、できる限り「営業秘密」と（除外要件以外の）「限定提供データ」の要件を共に充足するように管理しつつ、秘密管理性の要件をも充足させるよう管理して、秘密管理性が充足されれば「営業秘密」として、秘密管理性が充足されない場合であっても「限定提供データ」として保護されるようにすることが望ましいと考え

図1

	秘密管理性	公知性	「営業秘密」	「限定提供データ」
A 類型	あり	あり	該当しない	該当しない
B 類型	なし	あり	該当しない	該当し得る

られます。

特に、ビッグデータの中には、公知情報と非公知情報が含まれていることもあり得ます。もっとも、非公知情報部分は秘密管理をして「営業秘密」としての保護を狙い、他方で、公知情報部分は秘密管理をせずに「限定提供データ」としての保護を狙う、ということは現実問題として不可能であると思われる。そのため、このような場合であっても、ビッグデータの中に「営業秘密」の要件を満たし得る情報が一定程度含まれているのであれば、たとえ公知情報が含まれるとしても、同様に、ビッグデータ全体を秘密管理性の要件をも充足させるよう管理するのが望ましいと考えられます。

(2) 「営業秘密」には該当し得ない場合

他方で、保有するビッグデータの全部あるいは大部分が公知情報で構成されている場合は、どうでしょうか。

このようなビッグデータは、「営業秘密」としては保護されませんので、「限定提供データ」の要件を満たすように管理する（＝秘密管理性の除外要件に抵触しないように管理する）必要があります。

このとき、ビッグデータの保有者としては、③の電磁的管理の要件を満たすために、ID・パスワード等によるアクセス制

限の措置を講じつつ、他社とのデータ提供契約などにおいて、提供先に対して「第三者への開示を禁止する」義務を課す等の措置を行うことが多いといえます。指針では、これらの措置が「対価を確実に得ること等を目的」とするものにとどまり、「その目的が満たされる限り誰にデータが知られてもよいという方針」の下で施されている場合には、これらの措置は、秘密として管理する意思に基づくものではなく、当該意思が客観的に認識できるものでもないことから、秘密管理性がないと考えられるとされています。

(3) まとめ

以上のように、少なくとも現行法下では、「営業秘密」には該当し得ないビッグデータに関しては、不用意に秘密として管理をすると、限定提供データの除外要件に該当してしまう可能性があるため、注意が必要です。保有するビッグデータが、「営業秘密」にも該当し得るものなのか、公知情報と非公知情報が組み合わさったものなのか、「営業秘密」には該当しえないものなのかなどを整理したうえで、「営業秘密」としての保護を目指すのか、「限定提供データ」としての保護を目指すのか、すなわち秘密として管理するの可否について、方針決定する必要があります。

トピック 会社法務

サイバー・フィジカル融合時代における新たなガバナンスモデル ーアジャイル・ガバナンスーについて

弁護士 松尾 洋輔



1. ガバナンス・イノベーションに関する検討状況

経済産業省が設置した「Society5.0における新たなガバナンス検討会」（以下「本検討会」といいます。）は、2019年8月27日から2022年1月12日までに計16回の会議を開催し、成果物として、2020年7月13日に「GOVERNANCE INNOVATION：Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのり・デザイン」¹、2021年7月30日に「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2：アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」²を公表していましたが、2022年8月8日に、第三弾となる報告書「GOVERNANCE INNOVATION Ver.3：アジャイル・ガバナンスの概要と現状」³を公表しました。

Ver.3は、「アジャイル・ガバナンス」という新たな概念について、あらためて全体像を整理することと、実践プロセスを示し、実装のための必要な環境整備とインセンティブ設計に

ついて示すことを目指した内容となっています。

本検討会はその名のとおり、Society5.0という新たな社会モデルにおける社会全体のガバナンスの在り方を検討しており、「ガバナンス」を「社会において生じるリスクをステークホルダーにとって受容可能な水準で管理しつつ、そこからもたらされる正のインパクトを最大化することを目的とする、ステークホルダーによる技術的、組織的、及び社会的システムの設計及び運用」と定義し、その手法として「アジャイル・ガバナンス」を提唱しています。

本稿では、耳慣れない「アジャイル・ガバナンス」について基礎的な解説を試み、主に企業の関わり方についてコメントしたいと思います。

2. 「アジャイル」・ガバナンス

アジャイル（Agile）とは、直訳すると「機敏な」を意味す

る語であり、近年、ソフトウェア開発の世界で、上流工程から順次作業を進めていく従来のウォーターフォールモデルによる開発に對する概念として「アジャイル開発」という概念が知られるようになりました。大きな単位でシステムを区切ることなく、小単位で実装とテストを短時間で繰り返して開発を進めていくことで、従来の手法よりも開発期間が短縮される利点があるとされています。

では、アジャイル・ガバナンス＝機敏なガバナンスとは何を指すのでしょうか。

これを理解するには、新たな社会モデルとしての「Society5.0」について知る必要があります。

3. Society5.0における新たなガバナンスモデルの必要性

Society5.0とは、狩猟社会(1.0)、農耕社会(2.0)、工業社会(3.0)、情報社会(4.0)に続く新たな社会を指すものとして、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」と定義されています⁴。

このような社会にあっては、従来のガバナンスモデルはうまく機能しないばかりか、社会におけるイノベーションを阻害するおそれがあるというのが、本検討会の議論の起点です。

すなわち、従来の(伝統的な)ガバナンスモデルは、国が詳細なルールを制定し、規制当局が定期的にモニタリングを行い、問題が発覚すれば規制当局や司法が制裁を科すという仕組みになっています。

この仕組みは、①技術やビジネスモデルの変化のスピードが遅く、②モニタリングに必要なデータを人が収集し分析することが可能であり、③あらゆる決定に人の判断が介在し、④社会活動が国内に限定される社会においてはよく機能することが期待できます。

ところが、Society5.0では、①'技術やビジネスモデルは日々刻々と変化・進歩を遂げ、②' IoT等の発達により、人間が捌ききれない大量のデータがリアルタイムに収集されます。また、③' 自動運転の例にみるように、AIが安全等に関わる重要な判断を行い、④' 企業も個人もグローバルに活動することが想定されます。

このような社会では、社会の変革に国によるルール整備が追いつかない事態が生じます。また、モニタリングを人間の力だけで行うことには限界があり、AIの決定に特定の個人の過失を問うことも難しく、一国の法制度が機能する範囲も限定的になります。

新たな技術による革新的なサービスの創出など、非連続で、創造的な破壊をもたらすようなイノベーションを実現することは、社会の前進と我々の生活の向上には欠かせません。

そこで、Society5.0では、イノベーションの実現を阻害せ

ず、むしろ社会全体で最大限に促進するためのガバナンス：Governance FOR Innovationが必要となります。

他方で、そのようなイノベーションが潜在的に有するリスクを適切にコントロールし、生命・財産・人権、民主主義、公正競争といった社会の基本的な価値を確保するためのガバナンス：Governance OF Innovationも重要です。

さらに、社会システムの複雑化やスピード化を踏まえ、革新的な技術をガバナンスの手法に取り入れ、我々の社会のあるべき価値を達成するためのガバナンス：Governance BY Innovationも喫緊の課題となっています。

4. 新たなガバナンスモデルのフレームワーク

(1) アジャイル・ガバナンス

伝統的なガバナンスモデルでは、国家がルールを制定し、企業や個人がいわば与えられたルールを遵守することが重視されてきました。

Society5.0は、複雑で変化が速く、リスクの統制が困難な社会と考えられています。このような社会にあっては、ルールが社会の実態に合致しなくなる事態が生じますが、そのようなルールを形式的に遵守しても、真に達成されるべき価値の実現には至りません。

そこで、あらかじめ一定のルールを設定しておくルールベースのアプローチから、最終的に達成されるべき価値＝ゴールをステークホルダーで共有するゴールベースのアプローチに舵を切ることが必要になります。

さらに、ゴール自体も、社会の変革や発展とともに変化し続けるため、ゴールを不動のものとして固定してしまうことも適切ではありません。

そこで、Society5.0において我々が目指すべきは、「環境・リスク分析」「ゴール設定」「システムデザイン」「運用」「評価」「改善」といったサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくガバナンスモデルであり、本検討会ではこれを「アジャイル・ガバナンス」と呼んでいます。

(2) 各プロセスにおけるステークホルダーの役割

アジャイル・ガバナンスのモデルでは、「ルール形成」「コンプライアンス・モニタリング」「エンフォースメント」の各プロセスに、「国家・政府」「企業」「コミュニティ・個人」という各主体が積極的に関与することが期待されています。以下では、とりわけ企業の役割にフォーカスして見てみましょう。

① ルール形成のプロセス

ゴールベースのアプローチでは、国家・政府の役割は、適切なゴール設定を行うことが中心になります。他方、ガバナンスに必要な情報はむしろ企業に集中していますので、企業は、ルールを与えられるのを待つのではなく、自ら主体的にルールの整備に関与することが期待されます⁵。法整備に対する伝統的なロビーイングだけではなく、ガイドラインの作成、自主規

制団体での検討などを通じて、ルール形成プロセスにおける企業の存在感はますます高まることが予想されます。コミュニティ・個人も、IT技術により高まった情報発信力を駆使してルール形成に意見を反映していくことが考えられます。

また、形成されたルールは、社会変革のスピードに合わせ、その効果や影響の評価を継続的に行い、随時見直していくことが必要です。ここでも、国家・政府の役割はファシリテーション中心になり、企業が自らモニタリングした結果を発信し、ルールの見直しに関わっていくことが期待されています。

② コンプライアンス・モニタリングのプロセス

ルールベースの世界では、ルールを遵守すること自体が目的化してしまい、本来達成すべき価値との関係が希薄化してしまうことが起こりえます。

これに対し、ゴールベースの世界では、ゴール、すなわちガバナンスにより達成すべき価値にコミットするための取り組みを企業が自ら考案し、実施し、説明することが要求されます。企業は社会におけるガバナンスの中心的存在として、自ら構築したガバナンスシステムがゴールを実現できているかどうかを常に評価し、システムデザインの見直し・運用・評価のサイクルを回し続けること、そしてその過程と結果について、ステークホルダーに説明を尽くすことが求められます。

ゴールベースのアプローチにおいて説明責任が重視されるということは、コンプライ・オア・エクスプレインを基本とするコーポレートガバナンス・コードの浸透により、理解されやすくなっているのではないのでしょうか。

また、伝統的なガバナンスモデルでは、例えば各種業法に基づく定期監査など、規制当局が対象企業のある時点のスナップショットをもって適法性を確認していましたが、IoT等を通じて常時・大量のデータが入手可能な社会では、リアルタイムに情報にアクセスすることで、企業、政府、個人といった各ステークホルダーが効率的かつ実効的なモニタリングを行うことが可能になると考えられています。企業には、モニタリング技術の開発や、業種の垣根を越えた情報フォーマットやインターフェースの標準化などを積極的に進めることが期待されます。

③ エンフォースメントのプロセス

従来型のガバナンスでは、政府は、企業のルール違反に対して画一的に制裁を科すことが基本的な対応です。

これに対し、ゴールベースのガバナンスモデルでは、企業に対する制裁は、あくまでもゴールの実現のために、ガバナンスに対する企業のインセンティブを意識した形で行われることが望まれます。

つまり、制裁は、ゴールに設定された価値との関係で、企業の行為の社会的影響やリスクの程度を考慮して行われることにより、企業の積極的な情報提供や、自主改革を引き出すものであることが期待されます。

例えば、売上ベースの制裁金を採用すること、一部の事業を認証制にしたうえでルール違反によって認証が取り消される仕組みを整備することなどが考えられます。また、企業の自発的な取り組みを促す観点から、いわゆるリーニエンシーを導入・拡大することなども考えられます。さらに、事案ごとの柔軟な処理を可能とする観点から、訴追延期合意⁶を採用することも提案されています。

また、AIが重要な判断に深く関わる社会では、「人への帰責」を重視することには限界があります。自動運転による事故の責任を誰に負わせるのかという従来型の議論に終始することなく、将来の事故を防ぐためにどうすればよいのかという観点から、企業や開発者が持つ情報を積極的に提供することが望まれます⁷。

エンフォースメントのプロセスがこのように変容していく場合、企業は、単に制裁を受ける客体から、制裁を通じて、ゴールの実現に向けてガバナンスのサイクルを回す主体へと変わって行くことが求められます。

5. 企業の変容と法務・コンプラ部門の在り方

ここまでみたように、企業がアジャイル・ガバナンスの中心的な担い手としての役割を果たすためには、企業の組織が変化していく必要があります。

そのためには、法務・コンプライアンス部門が、法令等のルール及びリーガルリスクに精通すべき企業内の専門家として、経営陣や事業部門との連携を一層強固にし、企業を「ルールの設計者」へと進化させる働きを果たすことが期待されます。法務・コンプライアンス部門は、契約書審査や既存法令等の適合性審査を行う能力を身につけるのみならず、自社の事業や技術についての理解を深め、自社が直面するリーガルリスクを特定し、分析し、評価する能力をいっそう高めることが必要になると思われます。

6. おわりに

Society5.0における社会の変革は我々弁護士にとってもまったく他人事ではありません。常にアップデートを心がけ、クライアントの皆様と併走できるよう務めてまいります。

(注)

1 <https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200713001/20200713001.html>

2 <https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730005/20210730005.html>

3 <https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220808001/20220808001.html>

4 https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/

5 先行例としては、旅館業法のもとで民泊事業を展開するために事業者がルール整備に関与したケースなどが挙げられます。

6 企業が違法行為を認めて、捜査への協力、制裁金の支払い、コンプライアンス体制の強化、外部の独立した第三者によるモニタリングを受け入れることなどと引き換えに、刑事裁判手続が一定期間延期され、その期間中に合意内容が完全に遵守されれば、検察官は刑事訴追を見送る制度。

7 運輸安全委員会が航空事故等について実施する事故調査が事故の責任を問うために行われるものではないと位置付けられていることがひとつの参考例です。

連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について

第13回 普通預金及び証券口座を目的とする担保



弁護士 田邊 愛

本連載では、法制審議会の担保法制部会における、動産・債権を中心としたあらたな担保法制に関する議論の状況を解説しています。

1 普通預金を目的とする担保について

(1) 担保権の種類及び目的財産

普通預金を担保とする場合、担保権の種類としては質権と譲渡担保権、目的財産としては預金債権と預金口座が考えられます。

この点、部会資料においては、理論上、何れの考え方も成り立ちうるとしながら、いずれも現行制度との関係では、問題点があると指摘しています。

具体的には、①預金債権に質権を設定すると考えた場合、普通預金規定上、譲渡が想定されていないことと矛盾するという点、②預金債権を譲渡担保に供すると考えた場合、自行預金では混同消滅してしまうという点、③契約上の地位である預金口座を担保目的であると考えた場合、マネーローダリングや本人確認との関係で問題が生じることや預金口座を構成する預金債権にも権利性があるため、各預金債権の帰属について複雑な法律関係が生じるという点などが指摘されています。

現在、普通預金を目的とする担保については、プロジェクト・ファイナンスにおける融資等の限られた場面ではありますが、現行法下においても活用されており、実務上その多くが預金債権への質権設定という構成が取られています。

部会では、このことも踏まえて、普通預金を担保とする場合、主として質権を念頭において規定を設けることが考えられるとしています。なお、この場合でも、普通預金の譲渡担保の規律を全く置かないままとするかは別途検討が必要であるとされています。

(2) 普通預金を目的とする担保権設定の規律

それでは、普通預金を目的とする担保権（質権）設定の規律を設ける場合に、どのような規律を設けるべきでしょうか。

部会では、i) 普通預金を目的とする担保権設定及び対抗要件具備、ii) 普通預金を目的とする担保権の実行、iii) 普通預金を目的とする担保権の倒産手続における取扱い、iv) 普通預金を目的とする担保権に係る規定の適用範囲について検討がなされています。

i) 普通預金を目的とする担保権設定及び対抗要件具備

現行法上の判例・通説が、預金債権に担保設定ができること、預金債権への担保設定がなされれば、その後増減があっても、担保の効力が及ぶことで結論として一致していることから、これらの根拠を明確にするために、普通預金債権に質権の設定や第三者対抗要件の具備がされた場合、その後の増減があっても、担保の効力が及ぶ旨の規定を設けることが検討されています。

また、現行法において、普通預金債権への担保設定のため、担保権者の口座の支配（コントロール）が必要か否かの解釈論があることから、これを明確化するために、担保権者の支配（コントロール）等を有効要件又は対抗要件とする旨の規定が検討されています。

ii) 普通預金を目的とする担保権の実行

質権者は質権の目的である債権の直接の取り立てが可能であるところ（民法366条1項）、設定者が日常的な出金のたびに担保権者に確認を要すれば、預金開設銀行の管理の負担が増大するため、この管理の負担軽減のため、差押えがあるまでは、設定者による預金の払戻しに応ずることができる旨の規定を設け、この点を明確化することが検討されています。

iii) 普通預金を目的とする担保権の倒産手続における扱い

倒産手続において、普通預金債権を目的とする質権につい

て、預金残高の増加を否認の対象とするかどうか、倒産手続開始後の預金口座への入金部分に対する効力についてどのように考えるかが検討されています。

預金債権を集合物譲渡担保と同様に理解すれば、担保価値の増加は、否認の対象となりますが、普通預金にはもとより流動性があることや、将来の変動も含めて対抗要件具備がなされているという考え方、預金残高の増加に対する設定者の作為のうち、悪質なものについて否認の対象とすべきという考え方が検討されています。

また、倒産手続開始後の入金については、与信との対価関係が薄く担保の効力が及ばないとするのが妥当ではないかという考え方、担保価値の与信との薄さを一般化する必要はないとする考え方が検討されています。

iv) 普通預金を目的とする担保権に係る規定の適用範囲

現行法において、普通預金債権への担保権設定が限定的であることから、普通預金債権に対する担保権設定ができる場面を一定の場合に限定する規定の仕方（限定列挙）と普通預金債権に対する担保権設定ができない場合やその実行ができない場合を定める規定の仕方が検討されています。

担保権の設定を一定の場合に限定する考え方に対しては、過不足のない場面設定が可能か懸念があるという指摘がなされています。他方で、設定できない場面を定める考え方については、現行法上、預金上限がないため、過剰担保や個人の保護が必要不可欠になるという指摘がなされています。

(3) 部会での議論の状況

これらの検討事項について、部会では、普通預金担保の有効性を明らかにする意味で、i) や ii) については実務上意義があるとする一方、普通預金担保については、第三者が設定するのは限定的な場面にとどまっていることや中小規模事業者にとっては、万一の際、事業継続や生活維持が困難になるため、普通預金担保自体に慎重な検討が必要との考え方も示されています。

この点は、一般資金決済に過度な影響を及ぼさない形での規定や限定的な場面を除き設定できないようにすること、実行方法の限定を行うとともに、質権でも譲渡担保でもない類型として創設することも考えられる等、規定のあり方そのものについて引き続き議論されている状況です。

2 証券口座を目的とする担保について

(1) 証券口座を目的とする担保の規律

証券口座を目的とする担保については、現行あまり利用されていませんが、ユニドロワ間接保有証券実質法条約等では、証券口座の「支配」を中心とした方法により担保化が可能となっており、これを日本に導入すべきとの見解が紹介されており、証券口座を目的とする担保についてどう考えるかが議論されています。

これに対して、日本における担保法制では、振替制度上の譲渡・質入れは、口座簿への記録・記載により効力を生ずるという個別の有価証券に対する担保設定ルールが存するため、口座の支配による担保設定ルールと両立せず、現行法と相当程度距離のある考え方であると指摘されています。また、証券や預金を集合動産担保とパラレルに考えれば、入れ替わり、数量・種類の変化があっても、担保が及ぶことになるが、「証券口座」を担保にすることで、その口座内の商品に担保価値を及ぼすことが可能か、可能として及ぼすべきか、という指摘がされています。

(2) 部会での議論の状況

これについて、部会では、証券口座の担保設定と、現行法上の社債株式振替法の担保設定を整理しなければ、重複的に担保設定がなされ混乱が生じること、現在の制度に加えて、口座そのものを担保とし、担保設定時に把握できない将来の証券等を担保とする必要性やニーズは小さくなく、かつ、個別の証券への担保設定が可能であるのに、複雑な制度を創設する必要はない等の指摘もなされており、今後、証券口座を目的とする担保について、規定を精緻化するのか、撤退するのかは悩ましい問題であり、規定を置くかどうかを含めて、今後も検討が続けられる状況となっています。

近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治



8月8日、経産省、責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（案）パブコメ開始¹

既に締め切られています（8月29日まで）が、経済産業省が設置した「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」第5回で取りまとめられた「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（案）」がパブコメに付されました。

国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的として策定されたものです。

企業が人権尊重責任を果たすために、人権方針の策定、人権デュー・デリジェンス（人権DD）の実施、自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済が求められている旨を明記し、それぞれについて詳しく説明しています。

人権への負の影響として、本ガイドラインでは、自ら引き起こしたり（cause）、又は、直接・間接に助長したり（contribute）した負の影響に加えて、自社の事業・製品・サービ

スと直接関連する（directly linked）人権への負の影響についても、人権DDの対象とする必要があり、かつ、現に生じているものだけでなく潜在的な負の影響も人権DDの対象としなければならない旨説きます。

また、本ガイドラインは、（M&A案件における対象会社のデュー・デリジェンスとは異なり）①定期的に繰り返し行うプロセスである、②本ガイドラインの名称にも表れているとおり、サプライチェーン全体における人権への負の影響を対象とする必要がある、③説明・情報開示を行うことが予定されているという人権DDの特性を前提とし、人権DDの各ステップとその留意点等を紹介しています。

ご承知のとおり、いわゆる「ビジネスと人権」は欧米における普及が先行し、日本企業による対応の必要性が日増しに高まっている分野です。クライアントの皆様にも充実したサポートができるよう、当事務所メンバーも日々研鑽を続けます。

（注）

1 https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/20220808.html

8月30日 内閣官房「人的資本可視化指針」（案）に対するパブリックコメントの結果の公示及び同指針の策定について¹

本指針は、特に人的資本に関する資本市場への情報開示の在り方に焦点を当てて、既存の基準やガイドラインの活用方法を含めた対応の方向性について包括的に整理した手引きとして編纂されたもので、企業が自社の業種やビジネスモデル・戦略に応じて積極的に活用することを推奨しています。

人的資本の可視化（資本市場に対する可視化）に関する本指針と、人材戦略の構築に関する「人材版伊藤レポート」があわせて活用され、相乗効果が生じることも期待されています。

本指針では、可視化を行う前提として企業が人材戦略を構

築し、人的資本への投資に係る明確な認識やビジョンを持つこと、そして、可視化された人材戦略に対する投資家からのフィードバックを踏まえ、さらに戦略を磨き上げる循環的な取り組みの必要性を強調しています。

可視化へのステップとしては、まず企業が人的資本への投資をするための基盤・体制を確立するフェーズと、可視化戦略を構築するフェーズに分け、それぞれの要素を紹介しています。

(注)

- 1 <https://www.cas.go.jp/jp/houdou/20220830jintekisihon.html>

書籍のご紹介

今般、当事務所の横瀬弁護士が執筆に加わった書籍「Q&A 改正公益通報者保護法」が出版されました。本書は、本年6月1日に施行を迎えたばかりの改正公益通報者保護法を踏まえた制度設計や実務対応について解説するものです。改正法により常時使用労働者が300人を超える事業者は、通報窓口の設置など公益通報対応体制整備義務を負うことになりましたが、本書が企業における内部通報制度の構築・運用の参考になるものと思います。

<https://store.kinzai.jp/public/item/book/B/14169/>

価：2,200円（税込）

[執筆著] 中原健夫／結城大輔／横瀬大輝／福塚侑也

発行日：2022年7月4日

判型・体裁・ページ数：四六判・192ページ



2022年6月施行の改正法に全面対応

指針および指針解説に沿った体制整備等の実務対応をQ&A方式でわかりやすく解説

一般社団法人金融財政事情研究会

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：newsletter@dojima.gr.jp

WEB：www.dojima.gr.jp